慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	献呈の辞
Sub Title	
Author	片山, 直也(Katayama, Naoya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.28 (2014. 2) ,p.i- ii
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春日偉知郎教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140228--003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

献呈の辞

平成16年（2004年）４月の開設以来、慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）の研究および教育に力を注がれ、同研究科の発展に大きな役割を果たされた春日偉知郎教授が、本年３月をもって退職されます。

春日教授は、法務研究科においては、最年長の民事訴訟法担当教授として、民事訴訟法、国際民事訴訟法関係の授業科目をご担当され、ファカルティーおよび学生からの信頼も厚く、文字通り大黒柱として、法務研究科を支えて下さいました。

春日教授は、日本民事訴訟学会の幹事・理事の要職を務められるなど、民事訴訟法学界における重鎮として、長らく学界を牽引されてきました。幅広い分野で多数の論文を執筆されていらっしゃいますが、特に、民事証拠法の権威として、学界および実務界において高い評価が与えられており、そのご業績は、３冊の論文集、『民事証拠法研究―証拠の収集・提出と証明責任―』（1991年、有斐閣）、『民事証拠法論集―情報開示・証拠収集と事案の解明―』（1995年、有斐閣）、『民事証拠法論―民事裁判における事案解明―』（2009年、商事法務）にまとめられています。春日教授の証拠法学の特徴は、ドイツで盛んに議論されていた「事案解明義務」の理論をいち早くわが国に紹介され、それをドイツとの比較法的手法を用いてわが国の民事訴訟法学の立場から緻密な分析を加えてさらに発展させた点にあり、今日、「事案解明義務」概念は、春日偉知郎教授のお名前とともに、確固とした概念として民事訴訟法学上の共有財産として定着していると伺っています。

次いで、春日教授は、国内の訴訟手続のみならず、外国の民事訴訟手続あるいは国際民事訴訟の領域にも強い関心をお持ちになり、多くの論文や翻訳を著して来られました。とくに、オーストリア民事訴訟法典やドイツ民事訴訟法典

の翻訳、さらには、ブリュッセル条約や同規則などの解釈や立法動向などを積極的に取りあげられ、この分野でも第一人者として知られています。

また、春日教授は、学外の公務についても、司法試験（第二次）考査委員、最高裁判所民事規則制定諮問委員会臨時委員、司法制度改革推進本部労働検討会委員、法制審議会臨時委員（電子債権法部会）、中央労働委員会公益委員、民事調停委員、家事調停委員などの要職を数多く歴任して来られました。

さらに、国際貢献の分野でのご活躍も特筆すべきでしょう。春日教授は、長らく海外の法整備支援としてカンボジア民事訴訟法典の編纂にもご尽力され、2008年には、カンボジア王国から、カンボジア王国友好勲章を受章されています。

以上のように、春日教授は、学界ではまさに権威で、また学問的には極めて峻厳な先生でいらっしゃいましたが、同時に、飾らない温厚なお人柄で、つねに笑顔を絶やさず、ファカルティーや学生を、いつも優しく見守ってくださいました。ただ、会議や学内業務で、大勢が誤った方向に傾きかけたときには、厳しく叱責され、またトラブルが発生し危機に直面したときには、陣頭指揮をお執りになって対処にあたられ、何度か法務研究科の窮地を救ってくださいました。

春日教授を送り出す法務研究科の痛手は計り知れず、また個人的にも三田キャンパス南館で笑顔の春日先生とお会いすることができないと思うと寂しい限りではありますが、一つの節目として、改めまして、春日偉知郎教授のこの10年間の法務研究科に対するご尽力に感謝を申し上げ、併せて、春日教授のご健康と新たな研究教育環境での益々のご活躍を心よりお祈りしつつ、ここに、ご退職を記念して、『慶應法学』第28号を献呈させていただきます。

平成25年12月

法務研究科委員長　　片　山　直　也